

倉敷市マンホール蓋鉄板焼器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、マンホール蓋を加工した鉄板焼器（以下、マンホール蓋鉄板という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出目的)

第2条 マンホール蓋鉄板は、倉敷市及び下水道の広報を目的として貸し出すものとする。

(貸出物品)

第3条 貸出対象となる物品は、マンホール蓋鉄板及び架台のみとする。

(使用申込等)

第4条 借受者は、あらかじめマンホール蓋鉄板焼器貸出申込書を倉敷市下水道部長に提出し、承認を得なければならない。

2 申し込みの受付は、貸出希望日の6か月前から開始し、申込書の提出順に行う。

(貸出承認)

第5条 倉敷市下水道部長は、申し込みの内容が第2条に定める貸出目的に合致するものについて、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認する。

- (1) 倉敷市及び下水道の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。また、そのおそれがあるとき。
- (2) マンホール蓋鉄板を、正しい使用方法で使用しないおそれがあるとき。
- (3) 営利（原材料費等の実費相当額を除く）を目的とするものであるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) その他、倉敷市下水道部長がマンホール蓋鉄板の使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(貸出及び返却)

第7条 マンホール蓋鉄板の貸出及び返却は、倉敷市下水道部長の指定する日時・場所で行うものとし、運搬は借受者が行うこととする。

2 貸出日数は原則4日以内とする。

(貸出に関する遵守事項)

第8条 第5条の規定により承認を受けた借受者は、マンホール蓋鉄板の使用に際して、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 別紙「マンホール蓋鉄板の取扱について」の記載事項を順守し、適切に使用すること。
- (2) マンホール蓋鉄板を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 催し等で使用する際に必要な、法令等に従った手続き等は、借受者が行うものとする。

(貸出承認の取消し)

第9条 倉敷市下水道部長は、借受者がこの要領及び「マンホール蓋鉄板の取扱について」に違反したときは、承認の取消し、または使用の停止ができる。

(現状回復)

第10条 借受者は、マンホール蓋鉄板を損傷した場合、それを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第11条 マンホール蓋鉄板の使用に際して発生した損害については、借受者が賠償するものとする。借受者が第三者に損害を与えた場合は、借受者の責任において速やかに損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第12条 申込書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を遵守して取り扱う。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、マンホール蓋鉄板の貸出について必要な事項は、倉敷市下水道部長が別に定める。

附則

この要領は平成29年7月1日から施行する。